

大阪・関西万博への福島県出展業務 委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

大阪・関西万博への福島県出展業務

2 事業目的

本業務は、国内外から多くの人が集まる大阪・関西万博において、世界で類を見ない複合災害を経験した唯一の自治体である福島の現状を正しく伝えることで、風評払拭や風化対策を行い、併せて福島の農産物や観光地、県産品等を紹介し誘客促進を図るため、大阪・関西万博へ出展することを目的として実施する。

3 委託業務の内容

(1) 出展の実施計画書作成

- ・本県が示す「大阪・関西万博への福島県出展基本構想」（以下、「基本構想」という。）に基づき、大阪・関西万博への出展に係る実施計画を策定する。

(2) 出展に係る業務実施

- ・本県が示す基本構想及び上記（1）で策定した実施計画に基づき、出展までの準備、出展会場の設営、出展当日の運営、撤去等に係るすべての業務を実施する。
- ・福島県出展が確実に実施できるよう、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「万博協会」という。）が示すガイドライン等の情報収集及び必要な申請を行う。

(3) 出展に係る調整

- ・福島県出展までの期間中に本県の担当課と出展内容の調整を適宜実施する。
- ・福島県出展に係る事業者等との調整を行う。
- ・福島県出展において必要な宿泊場所の確保等を調整する。
- ・業務完了後に業務実施報告書を提出する。

4 業務実施に当たる留意事項

(1) 出展の概要

- ・出展する日付は令和7年7月19日（土）（時間は9時～21時）とする。
また、前後に令和7年7月18日（金）を準備日・令和7年7月20日（日）を撤去日とする。準備・撤去に係る時間は万博協会が示すガイドライン等に基づく。
- ・出展場所はギャラリーWEST（600㎡）とする。

(2) 本県が示す出展構想

- ・別に示す基本構想に基づく。
- ・なお、万博協会が示すガイドラインに変更等で、基本構想についても変更が生じる場合は、当該変更柔軟に対応すること。

5 成果品

- (1) 企画提案書兼実績報告書（紙媒体 7 部、電子媒体 1 部）

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届（様式第 1）
- ・統括責任者通知書（様式第 2）
- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届（様式第 3）
- ・成果品
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、令和 年 月 日に着手しましたので
届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
大阪・関西万博への福島県出展業務
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
大阪・関西万博への福島県出展業務
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
大阪・関西万博への福島県出展業務
- 2 委託料の額
金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。